

再開届

生活保護法・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律指定介護機関再開届

「生活保護法」第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条第4項において生活保護法の規定の例によつてされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、次のとおり再開したので届け出ます。

印

(捨印)

指定介護機関	生活保護法 指定番号	〇〇区 訪介 第 〇〇号
	中国残留邦人 指定番号	〇〇区 訪介 第 〇〇号
	名称	〇〇訪問介護センター
	所在地(住所)	〒111-1111 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 △△ビル2階 TEL (052-222-2222)
	介護保険事業者番号	2300000000
休 止 年 月 日	〇年 〇月 〇日	
再 開 年 月 日	△年 △月 △日	
再開するサービスの種類	訪問介護	
再開の理由	人員の不足が解消されたため	

コメントの追加 [S1]:
指定申請の際、通知でお知らせした指定番号を記載してください。
☆不明の場合は空欄のままです。

コメントの追加 [S2]:
上記「生活保護法指定番号」と同様

コメントの追加 [S3]:
休止した日付を記載してください。

コメントの追加 [S4]:
再開する日付を記載してください。
記載された日付から生活保護受給者へのサービス提供ができるようになります。

コメントの追加 [S5]:
再開するサービスの種類が複数ある場合はすべて記載してください。

コメントの追加 [S6]:
再開届を提出する日付を記載してください。

コメントの追加 [S7]:
記載例は開設者が法人の場合です。
開設者が個人の場合は開設者の住民票の住所、氏名を記載してください。
※開設者が個人の場合、「開設者の住所」は個人の住民票上の住所となるため注意してください。

コメントの追加 [S8]:
開設者が法人の場合、法人印が必要ですので注意してください。また、届出書右上の捨印欄にも同一の印鑑を押印してください。

〇年 〇月 〇日

(宛 先)

名古屋市 長

住 所 〒222-2222
名古屋市千種区〇〇町1丁目2番地の3

届出者

氏 名 株式会社△△
代表取締役 名古屋 太郎

印

<注意事項>

1. この届書は、介護機関の所在地を管轄する社会福祉事務所（区役所民生子ども課又は支所 区民福祉課）に提出してください。
2. この届書は、介護機関の再開後 10 日以内に提出してください。

<記載要領>

1. 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。
2. 指定介護機関の「番号」は、指定通知書によって通知した整理番号を算用数字で記載してください。「中国残留邦人指定番号」は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による指定を受けていない場合、空欄にしてください。
3. 指定介護機関の「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法により許可若しくは指定を受け又は届け出た正式な名称を記載してください。
4. 「休止年月日」は休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
5. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。
6. 捨印欄には、届出者の欄に押印した印鑑と同一の印鑑を押印してください。